

給実甲第1256号

令和元年5月22日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成31年1月17日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第37条関係	第37条関係
1～11（略）	1～11（略）
12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。	12 この条の第4項各号の「人事院の定める事由」は、次に掲げる事由とする。
(1)～(11)（略）	(1)～(11)（略）
(12) <u>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</u> （	(12) <u>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の</u>

平成20年法律第63号) 第 18条の規定による研究集会 への参加の承認	<u>強化及び研究開発等の効率的 推進等に関する法律</u> (平成2 0年法律第63号) 第18条 の規定による研究集会への参 加の承認
(13)～(23) (略)	(13)～(23) (略)
13～18 (略)	13～18 (略)

以 上

